

「取引所外国為替証拠金取引ルール」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

新	旧
<p>9 その他</p> <p>(1) 税金について</p> <p>個人が行った取引所F×取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。<u>その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u></p> <p>法人が行った取引所F×取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。</p> <p>金融商品取引業者は、<u>顧客の取引所F×取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>この取引ルールは、 平成24年1月1日から施行します。</p>	<p>9 その他</p> <p>(1) 税金について</p> <p>個人が行った取引所F×取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。</p> <p>法人が行った取引所F×取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。</p> <p>金融商品取引業者は、<u>顧客に取引所F×取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>

取引所外国為替証拠金取引ルール

(大阪証券取引所)

平成 24年 1 月

社団法人**金融先物取引業協会**

岩井証券株式会社

近畿財務局長（金商）第 335 号

1 大証FXについて

1998年4月に外為法が改正され、為替は原則的に自由に取引することが可能となりました。外国為替証拠金取引とは証拠金を使ってその数倍から数十倍程度の金額の取引を行うことを目的とした外国為替取引です。

外国為替証拠金取引には、店頭取引（OTC取引）と取引所取引があります。大証FXは大阪証券取引所が提供する取引所外国為替証拠金取引となります。

大証FXは投機的な性格の強い取引となります。また、インターネットという特殊な通信手段・手法による取引であるため、取引を開始するにあたっては、本取引ルール、「取引所外国為替証拠金取引説明書 兼 リスク説明書」、「取引所外国為替証拠金取引規程」を熟読され、取引の仕組みやリスクを十分ご理解し、「取引所FX取引口座設定約諾書」に同意の上、口座開設をお申し込みいただきお客様の資力と投資経験をご考慮の上、お客様の責任でお取引いただきますようお願い申し上げます。

2 口座開設について

大証FX口座を開設するには、証券取引口座（以下、イワイ・ネット口座といいます。）を開設いただいている必要があります。

(1) 口座開設基準

大証FX口座を開設するには以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・ イワイ・ネット口座を開設いただいていること。
- ・ 本取引ルール、「取引所外国為替証拠金取引説明書 兼 リスク説明書」、「取引所外国為替証拠金取引規程」、「取引所FX取引口座設定約諾書」にご同意いただき、ご自身の責任と判断で取引いただくこと。
- ・ 常時お電話等で連絡がとれること。
- ・ パソコンを使用したインターネットが利用できる環境があること。（モバイル取引も可能となっておりますが、補助機能としてご利用ください）
- ・ Eメールで連絡がとれること。
- ・ 報告書等は電磁的な交付方法であることにご同意いただけること。
- ・ 金融先物取引業務に従事する従業員等ではないこと。
- ・ 満年齢75歳未満であること。法人の場合は取引責任者を基準とします。
- ・ 成人であり学生ではないこと。法人の場合は取引責任者を基準とします。
- ・ その他当社が必要と定める要件

※口座開設後、電話面談等により適合性を確認させていただくことがございます。電話面談等の結果、当社判断により、お取引の継続をお断りする場合もございます。なお、お取引の継続をお断りする理由につきまして、お客様への開示は行いませんので予めご了承願います。

※お客様が上記の口座開設基準を満たさなくなった場合、原則としてお取引の継続をお断りいたしますので予めご了承願います。

(2) 口座開設の流れ

- ① イワイ・ネット口座を開設していただきます。
- ② パソコン画面でイワイ・ネットログイン後の「ホーム」画面上の「FX&CFD」タブをクリック

いただき、大証 FX 口座開設申込を選択してください。

- ③ 大証 FX 申し込み画面上の「取引所外国為替証拠金取引規程」「取引所外国為替証拠金取引ルール」、「取引所外国為替証拠金取引説明書 兼 リスク説明書」、「取引所 FX 取引口座設定約諾書」（PDF ファイル）をダウンロードし、内容をよくお読みください。熟読後、「同意/非同意」のどちらかにチェックしてください。同意いただけない場合は、大証 FX 口座を開設することはできません。
- ④ 「大証 FX 質問シート」の各質問に「YES・NO」でお答えいただき「次へ」ボタンをクリックしてください。この質問のお答えによっては、大証 FX 口座の開設をお断りすることがあります。
- ⑤ メールアドレス、取引・ログインパスワード、大証ホームページ用パスワードのご入力画面に遷移します。メールアドレス欄にはイワイ・ネット口座の登録アドレスが表示されています。変更がなければ同一アドレスをご入力ください。また、取引・ログインパスワード、大証ホームページ用パスワードはお客様ご自身で管理してください。全項目入力後「実行」ボタンをクリックしてください。
- ⑥ 確認画面が表示されます。画面表示内容をご確認の上、イワイ・ネット取引の暗証番号を入力し、「実行」ボタンをクリックしてください。
- ⑦ しばらくお待ちいただきますと、口座開設結果の画面が表示され、大証 FX 口座の「ログイン ID（口座番号）」が表示されます。「ログアウト」ボタンをクリックしていったんイワイ・ネット取引画面をログアウトしてください。
- ⑧ 大証 FX 口座の開設が完了です。

※大証 FX 用ログイン ID（口座番号）は「お客様情報」画面に表示されます。（取引・ログインパスワード、大証ホームページ用パスワードは表示されません。お客様ご自身で管理してください）

※お客様が MRF 口座を開設されているときは、当社がお客様の MRF 口座を解約の上、口座の抹消手続きを行います。また、その場合、MRF 口座の抹消手続きが完了するまでの間、大証 FX 口座とイワイ・ネット口座間の資金振替が行えませんのでご注意ください。

(3) 取引方法

大証 FX は、為替直物取引の仕組みに証拠金取引の仕組みを組み合わせ、インターネット環境を利用して、パソコン、携帯電話等からお取引いただきます。お電話にて注文等を承ることはできません。

(4) 大証 FX へのログイン

当社が提供するイワイ FX ホームページに設置した大証 FX 「ログインする」ボタンをクリックするとログインページを表示します。大証 FX 用「ログイン ID（口座番号）」と「ログインパスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

※大証 FX 口座を開設後の初回ログイン時や一定期間経過後のログイン時、また契約締結前交付書面等の変更時には、契約締結前交付書面等への同意が必要となる場合がございます。

(5) 大証ホームページ用パスワードについて

大証 FX 口座開設時に大証ホームページ用パスワード、（半角英数字 8～12 桁）を設定していただきます。

上記パスワードを失念された場合は、イワイ・ネットサポートセンターまでお電話またはメールで

ご連絡ください。なお、お手続きには日数を要する場合がございます。

3 お取引基本ルール

(1) 取引手数料

1 取引単位（1 枚）あたりの手数料は、147 円（消費税込み）です。

月初からの累計約定枚数が当該月中（取引最終日を除く）に 5,000 枚に達すると、翌取引日から当該月最終取引日まで 1 取引単位（1 枚）あたりの手数料は 105 円（消費税込み）となります（適用期間は月初からの累計約定枚数が 5,000 枚に達した日の属する月の最終取引日までです）。

手数料は、新規・決済ともに約定時に拘束し、清算時に証拠金より徴収させていただきます。

※取引手数料を変更する場合は事前にホームページ等で告知させていただくことといたします。

(2) 取扱金融指標・取引単位

大証 FX では、以下の 8 種類の対円金融指標及び 3 種類の非対円金融指標をお取引いただけます。

対円金融指標及び非対円金融指標の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表の通りです。

通貨組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅
米ドルー円	10,000 米ドル	0.01（100 円）
ユーロー円	10,000 ユーロ	0.01（100 円）
英ポンドー円	10,000 ポンド	0.01（100 円）
豪ドルー円	10,000 豪ドル	0.01（100 円）
スイスフランー円	10,000 スイスフラン	0.01（100 円）
カナダドルー円	10,000 カナダドル	0.01（100 円）
NZ ドルー円	10,000NZ ドル	0.01（100 円）
南アランドー円	100,000 南アランド	0.01（1000 円）
ユーロー米ドル	10,000 ユーロ	0.0001（1 米ドル）
英ポンドー米ドル	10,000 ポンド	0.0001（1 米ドル）
豪ドルー米ドル	10000 豪ドル	0.0001（1 米ドル）

(3) 立会時間

米国が冬時間・・・月曜日から木曜日 午前 8：00 から翌日午前 7：00

金曜日 午前 8：00 から翌日午前 6：30

米国が夏時間・・・月曜日から木曜日 午前 7：00 から翌日午前 6：00

金曜日 午前 7：00 から翌日午前 5：30

※立会開始の 15 分前から立会終了時間までを注文受付時間とします。

(4) 取引日

取引所が定める休業日以外の注文受付開始時から翌日の立会終了時まで。

※取引所が定める休業日は、土曜日、日曜日、1 月 1 日および取引所が必要に応じて定める臨時休業

日とします。ただし1月1日が日曜日の場合は1月2日を休業日に加えます。

(5) 取引レート

オークション方式にマーケットメイカー制度を合わせて採用しております。

通常の「板」を用いたオークション方式に加え、流動性を確保する為、常時売気配と買気配を提示する義務を負うマーケットメイカーが参加します。大証FXではマーケットメイカーを含む上下8本の複数気配が提示され、お客さまはこの提示レートに対して売買注文を発注します。従いまして、約定はお客さまとマーケットメイカー、またはお客さま同士の約定となり、部分約定となる場合もあります。

※取引開始時点では、マーケットメイカー呼値とマーケットメイカー呼値以外の呼値との間で取引を成立させることとします。このとき、マーケットメイカー呼値同士及びマーケットメイカー呼値以外の呼値同士の優先順位は、時間優先・価格優先の原則に従います。

※マーケットメイカーの呼値提示の状況により、取引開始処理に時間がかかる場合や、取引開始処理での約定値段が複数存在する場合があります。

※立会開始後、取引開始処理時点取引中に発注されたマーケットメイカー呼値以外の呼値については、取引開始処理時点取引が終了して個別競争取引に移行するまでは、約定しません。

(6) 清算（ロールオーバー）

同一取引日中において決済されなかった建玉については、当該立会終了時に消滅し、同時に消滅した建玉と同じ内容を有する建玉が新たに発生します。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。

清算（ロールオーバー）がなされた場合に、通貨ペア間の金利を比較して差が生じているときは、金利相当額（スワップポイント）が発生します。

決済日は、取引の翌々取引日の付合わせ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日等により、決済日が繰り延べられる場合には、この限りではありません。

(7) 値幅制限

外国為替市場には値幅制限がありませんので予想以上の価格の変動が起こり得ることがあります。ただし、取引所が定める基準となる価格から、一定の値幅（約定制限値幅）以上に乖離した約定を行うことはできません。基準となる価格は、最良のマーケットメイカー売呼値と買呼値の仲値となります。

※取引所が呼値の受付制限を定めた場合は、これに従うものとします。

(8) 取引上限

新規建注文の発注において一回で発注できる数量は最大999単位までとさせていただきます。

なお、お客さまの取引経験や適合性に応じて、個別に上限額を設定させていただく場合があります。

(9) 取引条件等の変更または制限

お客様の取引状況等により、電話面談、注意喚起のメールを送信させていただく場合がございます。また、当社の判断で予告なく、個別のお客さまに対して取引条件等の変更、制限を実施する場合があります。

なお、取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがあります。

- a. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- b. 証拠金額の引上げ
- c. 証拠金の有価証券による代用制限（※）
- d. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ（※）
- e. 取引所 F X 取引の制限又は禁止
- f. 建玉制限

※当社では、証拠金は有価証券等により充当することはできません。

4 取引証拠金について

(1) 取引証拠金

取引証拠金は、現金（円貨のみ）となります。大証 FX では、新規注文を行う際にあらかじめ必要な証拠金を差し入れていただきます。証拠金の差し入れは、インターネットに接続したパソコンからお客さまご自身でイワイ・ネット口座から大証 FX 口座への振替操作により行えます。イワイ・ネット口座メンテナンス時間、FX システムメンテナンス時間中は証拠金の振替入出金が行えません。

なお、受入証拠金の上限は 1 億円とさせていただきます。1 億円を上回る金額はお客さまのイワイ・ネット口座に振替させていただく場合がございます。

当社が行う大証 FX の証拠金に関する用語は次の通りです。

証拠金基準額	取引所が定める建玉 1 単位を維持するために必要とする額。
発注証拠金額	現在、既に発注している注文に必要な証拠金額
証拠金預託額	円貨でのお預かり総額。受渡が完了している証拠金残高。
決済損益予定額	決済・清算（ロールオーバー）による未受渡の損益金（更新差金、引直差金、決済差金）と未受渡のスワップポイントの合計額。
評価損益相当額	保有している建玉に対する評価損益金。
スワップポイント相当額	保有している建玉に対するスワップポイントの合計額。
決済損益相当額	評価損益相当額＋スワップポイント相当額
有効証拠金額	証拠金預託額＋決済損益相当額＋決済損益予定額－未徴収手数料－未払手数料（内、手数料未収金額）。
必要証拠金額	通貨ペアごとに売建玉と買建玉のうち、数量の多い方の建玉数×証拠金基準額を算出し合計した額。保有建玉にかかる証拠金総額。

発注可能額	有効証拠金額－必要証拠金額－発注証拠金額。取引に使用できる証拠金額。
出金可能額	振替出金できる証拠金額。
ロスカット基準額	必要証拠金額×50%。
有効比率	有効証拠金額/必要証拠金額×100。

※有効比率の計算は、有効比率が80%以上の時は10分に1回の間隔で計算され、80%未満の時は1分に1回の間隔で計算されます。

- ・取引証拠金は有価証券等で代用することはできません。
- ・大証FXの口座残高はすべて証拠金として取扱われます。また、ロールオーバー時の差損益やスワップポイントは、証拠金に反映いたします。

(2) 証拠金の不足

毎取引日終了時に有効証拠金額が必要証拠金額を下回っていた場合「証拠金不足」となります。証拠金不足の確定以降、証拠金不足が解消するまでの間、お客様の口座の新規建注文が停止となります。

「証拠金不足」となった場合、有効証拠金額が必要証拠金額を下回った額以上の金銭を、証拠金不足額が生じた取引日の翌取引日（証拠金不足が確定した日）の15時までに差入れなければなりません。

ただし、証拠金不足の確定日が祝日等、銀行の非営業日である場合、入金期限は翌銀行営業日の同時刻まで繰越されます。これにより、銀行の非営業日に確定した証拠金不足額と翌銀行営業日に確定した証拠金不足額の入金期日が同一日となるケースがございますが、入金すべき証拠金不足額は金額の如何を問わず翌銀行営業日において確定した金額となります。相場動向によっては翌銀行営業日において証拠金不足額が増減する可能性がございますので、入金金額については十分にご注意ください。

証拠金不足が確定した場合は、画面上の「お知らせ」に証拠金不足となった旨を表示するとともに、証拠金不足通知メールにて大証FX取引用メールアドレスへご連絡いたします。重要なお知らせとなりますので、メールアドレスの登録は正しく行ってください。なお、証拠金不足通知メールは、銀行の非営業日においても送信されますが、翌銀行営業日に確定し送信された不足金額が入金すべき金額となります。

(3) 強制決済

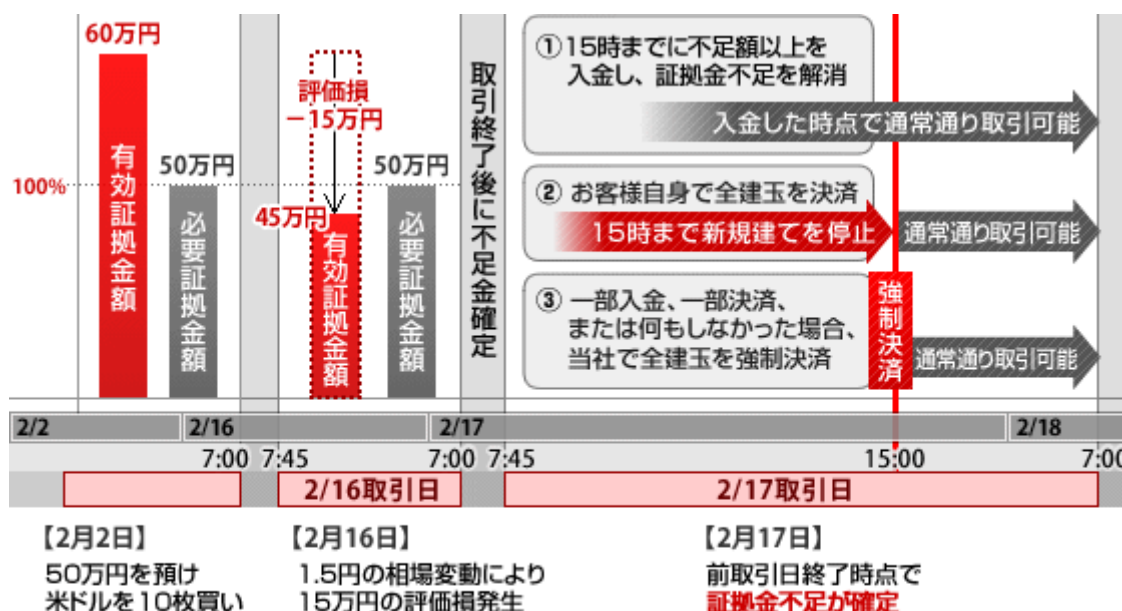
証拠金不足が確定し、お客様が当該証拠金不足額を所定の日時までに大証FX口座へ振替入金できなかった場合、当社は、お客様の保有する大証FXに係る全建玉を、任意に、お客様の計算において転売又は買戻しいたします（強制決済）。相場が急激に変動した場合などには、この強制決済

により、証拠金の額を上回る損失が生じることもあります。

証拠金不足を解消するためには、証拠金不足額以上の金額を大証 FX 口座へ振替入金いただく必要があります。取引時間中の相場変動、お客さまの意思による建玉の一部決済、証拠金不足額の一部入金により有効比率が回復した場合でも、上記強制決済の対象となります。

証拠金不足が確定した場合の具体例は次の通りです。

- ① 15 時まで大証 FX 口座へ証拠金不足額以上の金額を振替入金した場合、証拠金不足が解消となり、振替入金後より通常取引が可能です。
- ② お客さまの意思により全建玉を決済されましても、15 時まで新規建停止の制限がかかります。15 時以降、通常取引が可能です。
- ③ 一部入金、一部決済、または何もしない場合、15 時まで新規建停止の制限がかかります。強制決済後、通常取引が可能です。



※米ドル/円の証拠金は1枚当たり50,000円で計算しています。

※取引終了時間は標準時間の期間においては7:00(土曜日は6:30)、夏時間の期間においては6:00(土曜日は5:30)

(4) ロスカットルール

ロスカットとは、お客さまの損失を一定額に抑えるため、有効比率が一定の割合を下回ったとき、全保有ポジションを強制的に反対売買することです。当社は、お客さまの有効比率が50%以下に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客さまの計算において転売もしくは買戻しを行います。ただし、ロスカットは50%を補償するものではなく、相場が急激に変動した場合などには、ロスカットルールがあっても、50%を大きく下回る水準でロスカットされることもあり、また証拠金の額を上回る損失が生じることもあります。

※有効比率計算時には、すべての建玉をマーケットメイカー最良気配の仲値(売・買の中間値)、直近約定価格、前日の清算価格の順で値が取得できたものを使用して計測します。

※ロスカット作動後は、全ての受注注文について取消となります。

※有効比率は取引画面に表示されますので必ずご確認の上、証拠金の管理を行ってください。

※有効比率が 80%となった場合は、取引画面上の「お知らせ」に有効比率が 80%となった旨を表示するとともに、アラートメールにて大証 FX 取引用メールアドレスへご連絡いたします。重要なお知らせとなりますので、メールアドレスの登録は正しく行ってください。

5 振替入出金について

(1) イワイ・ネット口座から大証 FX 口座への証拠金振替操作

大証 FX でお取引をされるにあたっては、事前にイワイ・ネット口座から大証 FX 口座への証拠金振替が必要です。イワイ・ネット口座（パソコン）にログインし、「FX & CFD」タブをクリックいただき、大証 FX メニュー「預り金を大証 FX 証拠金に振替」にて振替操作を行ってください。

(2) 証拠金振替停止時間

イワイ・ネット口座メンテナンス時間、FX システムメンテナンス時間中は、証拠金の振替入出金が行えません。

振替停止時間

月曜日から金曜日 イワイ・ネット⇒大証FX	3:30~5:30	冬時間 7:00~7:45 夏時間 6:00~6:45	15:10~16:15
月曜日から金曜日 大証FX⇒イワイ・ネット	3:30~5:30	冬時間 7:00~7:45 夏時間 6:00~6:45	
土曜日 大証FX⇔イワイ・ネット	3:30~5:30	冬時間 6:30~7:00 夏時間 5:30~6:00	21:00~翌6:00
日曜日 大証FX⇔イワイ・ネット	3:30~7:30		

(3) 取引余力の反映と受渡日の取扱い

大証 FX 口座からイワイ・ネット口座への資金振替は処理後すぐに取引余力に反映いたします。
※振替手続きが終了した時点で取引余力に反映いたしますので、取引余力の範囲内で株式等のお取引が可能になります。イワイ・ネット口座で発生した預り金不足や信用取引の追証等に大証 FX 口座の証拠金を充当される際、これらの受渡日が入金期日に間に合うように振替手続きを行う必要があります。

(4) 大証 FX 口座への入金について

計算上「出金余力」がマイナスの状態では、ご入金いただいた全額を FX 口座へ振替することができません。大証 FX 口座への入金を目的としてイワイ・ネット口座にご入金いただいても、イワイ・ネット口座の「出金余力」が計算上マイナスの状態ですと、ご入金いただいた全額を大証 FX 口座へ振替することができませんので十分ご注意ください（自動的にイワイ・ネット口座でのマイナス金に

充当されます)。

(5) 信用口座を開設されている場合のご留意事項

信用取引口座を開設されている場合、大証 FX 口座への振替可能額は「出金余力」に準じて算出しております。そのため、信用取引口座において決済済みの未清算建玉を含めた委託保証金率を下回り、「出金余力」がゼロの状態にあると、お客さまからのご入金はず「出金余力」の不足金に充当されます。その超過分が大証 FX 口座への振替可能額となります。また、受渡日当日に信用取引による決済損および立替金による預り金不足が生じている場合、FX 証拠金の充当のための入金であっても、振替できない場合があります。

(6) 大証 FX 口座からイワイ・ネット口座への振替操作

お客さまは取引画面上に表示される「出金可能概算額」の範囲内でイワイ・ネット口座へ振替出金の手続きをしていただくことが可能です。大証 FX の取引画面からは行えませんのでイワイ・ネット口座へログインし、「FX&CFD」タブをクリックいただき、大証 FX メニュー「大証 FX 証拠金を預り金に振替」にて振替操作を行ってください。なお、イワイ・ネット口座におけるお取引状況によっては、大証 FX から振替えた全額もしくは一部をご出金できない場合がございます。

※外貨対外貨の通貨ペアを決済した場合、決済損益は取引終了後の清算値で確定します。清算値の確定まではマーケットメイカーの最良気配の仲値(売・買の中間値)、直近約定価格、前日の清算価格の順で値が取得できたもので仮計算し、円評価しております。従いまして、ポジションを決済後、出金可能額の範囲内で出金されましても、最終確定した損益と差額が生じて口座残高がマイナス(赤残)となることがあります。お客さまの口座がマイナスとなった場合、別途ご請求させていただきます。外貨対外貨の通貨ペアを決済した後のご出金には十分ご注意ください、余裕をもって振替手続きをお願いします。

6 ご注文について

(1) 大証 FX のご注文について

- ・ご注文、ご注文の確認等、大証 FX に関することは、すべてパソコンおよび携帯電話からインターネット経由で行ってください。お電話、メール、FAX 等ではお取扱いできません。ただし、携帯電話取引は一部機能に制限がありますのでパソコンの補助機能としてご理解いただきご利用ください。
- ・ご注文選択時には、建玉毎に「新規」・「決済」の注文指定が必要となります。新規注文の場合は、「買い」を選ぶと新規買い・「売り」を選ぶと新規売りとなります。決済の場合は、「建玉指定」又は「ポジション指定」あるいは「全決済注文」が決済指定方法として選択できます。
※決済において一部約定が生じた場合、その決済の優先順位は先入先出法(建日順)となります。
※同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと(両建て)は可能となりますが、新規・決済の区分はシステム上、自動的に認識されないため、成行注文によるドテン(途転)取引は不可となります。ただし、リッチクライアント版の自動選択注文では、新規・決済の区分が自動的に確認されポジション以上の決済注文を発注した場合、その超過分は新規注文と認識され発注されます。

※両建ては、売り気配と買い気配に差があること、手数料を二重に負担することなど、経済的合理性が認められません。

※システムが有効として受付けた注文は、マーケットの動向等により有効比率が 100%を下回った場合でも有効な注文として処理されますので、約定が成立した際には思わぬ有効比率の低下を招くおそれがあります。また、発注可能額が注文に必要な証拠金額を下回っている状態で当該注文をキャンセルした場合、キャンセル後の発注可能額に相当する取引数量の発注しか出来ません。

(2) 注文の種類

注文の種類	取引所での受付時間	注文内容
指値注文	注文受付時間中	指定した価格またはそれよりも有利な価格で取引が成立する注文。
成行注文	立会時間中	順次対当する最良価格で取引が成立する注文。発注時に取引を希望する価格の指定はできません。
トリガ成行注文	注文受付時間中	発注時に発動価格を指定し、立会時間中にマーケットメイカー最良気配が指定した発動価格に達した場合、順次対当する最良価格で取引が成立する成行注文となる注文。なお、発動価格は、買注文の場合は現在値より高い価格に、売注文の場合は安い価格に指定する必要があります。
トリガ指値注文	注文受付時間中	発注時に発動価格と取引を希望する価格を指定し、立会時間中にマーケットメイカー最良気配が発動価格に達した場合、指定した価格又はそれよりも有利な価格で取引が成立する指値注文となる注文。なお、発動価格は、買注文の場合は現在値より高い価格に、売注文の場合は安い価格に指定する必要があります。
指成注文	注文受付時間中	発注時に期限と価格を指定し、取引は指定した価格またはそれよりも有利な価格で成立しますが、指定した期限内にすべての数量が約定されない場合、残りは順次対当する最良価格で取引が成立する成行注文となる注文。
リミテッドマーケット注文	立会時間中	発注時に取引を希望する価格を指定し、指定した価格または指定した価格よりも有利な価格の範囲内で取引が成立しますが、その範囲内ですべての数量が約定されない場合、残りは取り消される注文。
ベストレート注文	立会時間中	発注した時点の最良価格から呼値の単位（対円通貨は 0.01 円、対ドル通貨は 0.0001 ドル）だけ、買注文の場合には高い価格の指値、売注文の場合には低い価格の指値となり、取引はその価格またはそれよりも有利な価格で成立する注文。

FAK(Fill And Kill)注文	立会時間中	注文が受け付けられた時の最良価格で取引が成立しますが、最良価格ですべての数量が約定されない場合、一部は約定し、残りは取り消される注文。発注時に取引を希望する価格の指定はできません。
FOK(Fill Or Kill)注文	立会時間中	発注したすべての数量は注文が受け付けられた時の最良価格で取引が成立しますが、最良価格ですべての数量が約定されない場合、一部約定もすることなく、直ちに注文そのものが取り消される注文。発注時に取引を希望する価格の指定はできません。
FAS(Fill And Store)注文	立会時間中	注文が受け付けられた時の最良価格で取引が成立しますが、最良価格ですべての数量が約定されない場合、一部は約定し、残りは最良価格と同値の指値注文となる注文。発注時に取引を希望する価格の指定はできません。
OCO 注文	注文受付時間中	二つの指値注文または逆指値注文をセットして同時に注文を出し、一方の注文が約定した場合に他方の注文が自動的にキャンセルされる注文方法のことです。
IFDone 注文	注文受付時間中	新規注文（親注文）とそれに対する決済注文（子注文）を同時に出しておき、まず新規注文（親注文）が約定して建玉を保有したら、その建玉に対する決済注文（子注文）が自動的に有効となるというセット注文。※新規注文（親注文）で約定残があった場合、新規注文（親注文）の残りは全枚数約定するまで注文は発注中となります。また、待機中の決済注文（子注文）は新規注文（親注文）が全枚数約定後に発注中となります。
IFDoneOCO 注文	注文受付時間中	上記 IFDoneOCO 注文において、決済注文（子注文）としての注文を OCO 注文にて設定し、新規注文（親注文）と同時にしておく注文。

※寄付き前にクロス注文を約定させる目的で発注をされた場合、オークション方式にマーケットメイカー制度を合わせた値付け方式のため、買約定値と売約定値が異なる価格で約定する場合がございます。

上記表中で「取引所での受付時間」が「立会時間中」となっている注文につきましては、立会開始前に発注されましても注文は受付いたしますが、立会開始を待って取引所への注文の発注、若しくは注文の監視を行いますので、思わぬ価格での約定や一部約定、また約定が成立しない場合がございます。

(3) 有効期限

注文の有効期限は当日、GTC（無期限）、GTD（取引所休日までの任意の日付指定）の3通りあり、選択可能な有効期限は注文の種類によって異なります。

各注文の選択可能な有効期限は以下のとおりです。

	当日	GTC	GTD
指値注文	○	○	○
成行注文	○	×	×
トリガ成行注文	○	○	○
トリガ指値注文	○	○	○
指成注文	○	×	×
リミテッドマーケット注文	○	×	×
バストレート注文	○	×	×
FAK(Fill And Kill)注文	○	×	×
FOK(Fill Or Kill)注文	○	×	×
FAS(Fill And Store)注文	○	×	×
OCO 注文	○	○	○
IFDone 注文	○	○	○
IFDoneOCO 注文	○	○	○

有効期限付き注文は、毎ロールオーバー時に発注可能額等一定の要件のチェックを行います。その結果、要件を満たさない注文は取消しとなります。一度、取消された注文は再度発注されることはありません。

(4) 注文状況の表示

発注した注文の状況は、取引画面上の照会タブより注文照会画面にて確認してください。

(5) 注文の訂正・取消

訂正注文において、訂正が可能な項目は指定価格です。

OCO・IF Done・IF Done OCO 注文においては注文を訂正することはできません。また、2つの注文（正指値・逆指値もしくは親注文・子注文）が1セットとなるためいずれかの注文を取消した際は、すべての注文が取消されます。

(6) 携帯電話取引について

パソコン取引の補助機能として、携帯電話からもお取引いただけます。携帯電話取引は一部機能に制限があります。パソコン取引の補助機能としてご利用いただきますようお願いいたします（携帯電話取引のみでのご利用はお断りしております）。

携帯電話取引は、パソコン取引と同様に大証 FX 用の口座番号（ログインID）とログインパスワードを入力してログインします。（パソコンと同時にログインすることはできません。）

使用可能キャリアは、NTT Docomo (Iモード)、AU (EZ Web)、ソフトバンクモバイル (Yahoo!

ケータイ) です。

(7) 決済と受渡日について

清算（ロールオーバー）及び決済により発生した損益の累計額および清算（ロールオーバー）に伴い発生したスワップポイントの累計額は、合計額に相当する金額が有効証拠金に反映され、お取引に使用することが可能です。

ただし、お客さまに利益額が生じた場合の当該利益額のイワイ・ネット口座への振替については、スワップポイントを含め当該建玉を決済した取引の受渡日から可能となります。

7 ロールオーバーとスワップポイント

(1) ロールオーバー

同一取引日中において決済されなかった建玉については、当該立会終了時に消滅し、同時に消滅した建玉と同じ内容を有する建玉が新たに発生します。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。

清算（ロールオーバー）の処理に伴い、お客さまの未決済の建玉は毎日の清算価格で決済されます。清算（ロールオーバー）は営業日毎に行われますので、お客さまが手仕舞いをしなくても、未決済の建玉の建値は毎日、建玉毎に引値に乗り変わるようになります。清算（ロールオーバー）により発生した差損益金は、お客さまの証拠金に反映いたします。

清算値は、取引所が取引終了前 5 分間の VWAP（売買高加重平均価格）に基づき決定します。

※対ドル通貨の建玉について清算（ロールオーバー）により発生した差損益金については、ドル円の清算価格（ロールレート）にて即時円転します。

※同一通貨ペアの建玉を合算した一括清算ではなく、新規建玉毎（売り・買い別）に清算（ロールオーバー）を行います。

※清算（ロールオーバー）は原則、月曜日を除く日本時間の毎営業日 7：00 から 7：45 までに行います（米国夏時間適用期間は 6：00 から 6：45 までとなります）。

(2) スワップポイント

スワップポイントとは、通貨を交換したことによって生ずる金利調整のことです。一般的に金利の高い方の通貨を買った場合は金利差相当額を受取り、金利の高い方の通貨を売った場合は支払います。スワップポイントは、清算（ロールオーバー）時に処理され、証拠金に反映されます。

※スワップポイントの算入日は、休日や祝日があるときにはその日数も加えます。

※スワップポイントは為替レートや金利情勢等により変動する場合があります。

※取引対象である通貨使用国の金利の変動によりスワップポイントが受取から支払に転じることがあります。

8 電磁的方法による書面の交付

電子交付とは、お客さまへ交付が義務付けられている書面を、情報技術を利用する方法により交付することです。電子交付の対象となる書面は「取引報告書兼取引残高報告書（日次）」、「取引残高報告書（四半期）」、「年間損益報告書」、「取引所外国為替証拠金取引説明書 兼 リスク説明書」、「取

引所外国為替証拠金取引規程」、「取引所外国為替証拠金取引ルール」（本書面）、「取引所FX取引口座設定約諾書」です。

取引の詳細は、「取引報告書兼取引残高報告書（日次）」、「取引残高報告書（四半期）」、「年間損益報告書」でご確認いただけます。大証FX取引画面へログイン後、口座情報タブをクリックし、「電子報告書類閲覧」よりご確認ください。

- ・当社が行う書面の電子交付とは、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等（お客さま専用画面）にファイルを設け、当該ファイルに書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法により行われます。
- ・当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認ください、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかにサポートセンターのセンター長に直接ご照会ください。

9 その他

(1) 税金について

個人が行った取引所FX取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った取引所FX取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。

金融商品取引業者は、顧客の取引所FX取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

(2) 資産の保全について

取引所外国為替証拠金取引では、金融商品取引法および取引所規制により、金融商品取引業者はお客さまが差し入れた証拠金を取引所に全額預託することを義務付けられているため、当社が、万一、破綻しても取引所に預託された証拠金は返還されます。

- ・当社が取引所に報告している顧客単位の証拠金所要額、証拠金預託額は大証FXのホームページにて公表されております。お客さまは当社が発行した口座番号（ログインID）、大証WEBログインパスワードを用いてお客さま自身の情報を以下のURLより閲覧することができます。

大証FXお客さま別証拠金情報照会ページ

<https://fx.ose.or.jp/customer-web/login/login.do>

(3) パソコン動作環境について

大証FXにおいては以下のパソコン動作環境を推奨いたします。

《WEBブラウザ版》

OS	Windows2000（SP4以上）、WindowsXP（SP2以上）、 WindowsVista
----	--

ブラウザ	Internet Explorer6SP2、Internet Explorer7
CPU	1GHz 以上
メモリ	256MB 以上
通信環境	ブロードバンド接続（1Mbps 以上）
その他	取引報告書等の書類は電子交付されます。 Adobe Reader 6.0 以上が必要です。

《リッチクライアント版》

OS	Windows2000（SP4 以上）、WindowsXP（SP2 以上）、 WindowsVista
ブラウザ	Internet Explorer6SP2、Internet Explorer7
CPU	IntelPentium/Celeron、互換 500Mhz 以上
メモリ	256MB 以上
必要解像度	1024×768 以上 (1280×1024 以上を推奨)
HDD 空き容量	200MB 以上
通信環境	ブロードバンド接続必須 回線速度 1Mbps 以上

《モバイル版》

対応機種	NTT docomo : SSLに対応している機種 au : W1x 以上 SoftBank(Vodafone) : 3G ※上記に記載した対応機種についても、一部の機種ではご利用になれない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
------	---

(4) 取引ルールの変更について

当「大証F×取引ルール」は、予告なしに内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。